

Q389. 民法 536 条 2 項の適用を排除し平均賃金の 60%の休業手当のみを支払う旨の労働協約が締結された場合には、当該労働組合の組合員については、平均賃金の 60%の休業手当を支払えば足りますか。

民法 536 条 2 項は任意規定であり特約で排除することができますので、民法 536 条 2 項の適用を排除し平均賃金の 60%の休業手当のみを支払う旨の労働協約が締結された場合には、当該労働組合の組合員については、平均賃金の 60%の休業手当を支払えば足ります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎